

日本写真療法家協会
「シニア・ファシリテーター認定制度」細則

第1条 資格の名称

日本写真療法家協会認定シニア・ファシリテーター

第2条 制度の目的

本制度は、日本写真療法家協会が認める一定水準の知識と技能をあわせもつファシリテーターを「認定シニア・ファシリテーター」として社会に送り出すことにより、写真セラピーの広がりや質の向上を図ることを目的とする。なお、シニア・ファシリテーターとしての認定は、単に養成講座を修了したという意味を持つ「修了者」とは異なり、その知識と技能が一定水準を満たしていると認められたうえで与えられる資格である。

第3条 待遇

シニア・ファシリテーターとして認定された者は、「日本写真療法家協会認定シニア・ファシリテーター」と名乗って個人で活動することができるほか、希望者は協会の公式ホームページで名前が掲載され、本部講師として協会主催の写真セラピー体験講座のファシリテーターを委託される。この場合、規定に定められた経費や謝礼が支払われる。

第4条 対象者

シニア・ファシリテーター養成講座もしくはステップアップ講座を修了した協会会員であり、申請時において、日本写真療法家協会の会員である期間が1年以上あり、資格の有効期間（2年間）において引き続き本協会の会員であり、年会費を滞りなく支払うもの。なお、会員である期間には、特定非営利活動法人日本写真療法家協会の会員であった期間を含めるものとする。

第5条 申請要件

1. シニア・ファシリテーター養成講座もしくはステップアップ講座の全日程において遅刻、早退、欠席がなく、全講義に出席していること（ただし、公共交通機関の乱れ等による遅刻を除く）また、講座で指定された全てのレポートや課題を指示された期限内に提出していること。
2. シニア・ファシリテーター養成講座もしくはステップアップ講座を修了後、個人活動として最低6回を1セットとした連続した写真セラピーのワークショップを企画、実施し、本制度申請時に、所定の実施報告書とワークショップの様子を撮影した写真を、全回数分、提出できること。
3. なお、「個人活動」とは、主催者が会員個人である活動をさす。「写真セラピーのワーク

「ワークショップ」とは、ファシリテーター養成講座で教授された内容であり、毎回、最低4名の参加者数を満たすグループワークをさす。また、「連続したワークショップ」とは、事前に全回数分の内容が決められており、それらが1セットとしてまとめて告知、募集され、毎回、同じ参加者で構成されたものをさす。

第6条 申請方法および申請期限

所定の申請書に第5条2項に記載されている所定の実施報告書およびワークショップの様子を撮影した写真（それぞれ全回数分）を添付して8月末日協会必着で提出する。

第7条 審査料

審査料として1万円を申請時に指定された協会の金融口座へ納付する。審査料の振り込みの確認をもって、申請受付とする。なお、審査料は、不合格とされた場合でも、返還しない。

第8条 1次審査（書類審査）

第6条に定められている書類をとおして、写真セラピーの目的にそって適切にワークショップが企画、実施されているかどうか、報告書が適切に記述できているかどうか、結果を適切に考察できているかなどを審査する。

第9条 結果発表

9月末日までに本人に可否を通知し、1次審査合格者には2次審査の詳細を通知する。

第10条 2次審査（面接およびロールプレイ）

シニア・ファシリテーター養成講座講師らによる面接をとおして、写真セラピーを正しく理解しているかどうか、ファシリテーションが適切に実施されているかどうか、ファシリテーターとしてある程度の自己理解と自己一致ができているかなどを中心に審査する。時間は約30分。実施日は11月下旬の日曜日を予定し、詳細は1次審査合格者に通知する。

第11条 結果発表

12月末日までに本人に可否を通知し、合格者には併せて資格認定書を発行する。

第12条 資格の有効期限

本資格の有効期限は2年間（初回認定は、2018年1月1日～2019年12月31日）とする。

第13条 資格の更新および更新要件

本資格は、2年ごとの更新を必要とする。更新には、資格有効期間中の2年間で、最低6回のワークショップを実施していることが条件となり（6回1セットの連続講座を1回でも、3回1セットの連続講座を2回でも構わない）申請書と併せて、実施回数分の実施報告書お

よびワークショップの様子を撮影した写真を提出するものとする。

第 14 条 更新申請の期限

有効期限が切れる 6 か月前から有効期限の最終日までの期間中に、上記第 13 条で定める書類を提出する。なお、有効期間終了後の更新申請は認められない。

第 15 条 更新料

更新料として 1 万円を更新申請時に納付する。なお、申請料は、更新が不合格と決定された場合でも返還されない。

第 16 条 結果通知、および更新認定証の発行

申請からおよそ 1 か月後に本人に書面にて通知し、合格者には更新認定証を発行する。

第 17 条 1 次審査の免除

1 次審査で合格し、2 次審査で不合格であったものは、翌年度の申請においては、1 次審査を免除する。

第 18 条 資格のはく奪

法律・法令違反や、協会の倫理綱領に違反する行為があった場合は、本資格を取り消すことがある。

第 19 条 制度の改廃

本制度の改廃は、日本写真療法家協会の理事会の承認を得るものとする。

附則：本細則は、2016 年 7 月 1 日より施行する。